

(農地法施行令の一部改正)  
**第三条** 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項第二号(1)中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、又は第二項の規定により定められた同条第一項を削り、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同項第四号」を「同条第三項第一号」に改める。  
 第六条第二号及び第十三条第二号中「翌年度」の下に「の初日」を加える。

(農業協同組合法施行令の一部改正)  
**第四条** 農業協同組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一号イ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第二号第一項」を「第二号」に改め、同条第二号中「前号」を「前号イ若しくはロ」に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正)  
**第五条** 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第三号中「供される土地」の下に「土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業であつて、区画整理、農用地(法第三条第一号に規定する農用地をいう。第十三条の三第二項において同じ。)の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にあるものにあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものに限り、」を加え、同号イ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、又は第二項の規定により定められた同条第一項を削り、「同条第三項第一号」を「同条第二項第一号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「同項第四号」を「同条第三項第一号」に改める。  
 第九条中「翌年度」の下に「の初日」を加える。  
 第十三条の三第二項第一号中「法第三条第一号に規定する農用地をいう。次号において同じ。」を削る。

(地域再生法施行令の一部改正)  
**第六条** 地域再生法施行令(平成十七年政令第五百一十一号)の一部を次のように改正する。  
 第七条中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第九号」に改める。

(農林水産省組織令の一部改正)  
**第七条** 農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第七十六条第五号中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)  
**第八条** 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第四十五号までを一号ずつ繰り上げる。  
 第四十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。  
 第四十一条第一号中「第四条第一項第三十九号から第四十三号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

**附則**  
 (施行期日)  
 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月十四日)から施行する。

2 (農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)  
 第五条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行令第八号第三号の規定は、この政令の施行の日以後に農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十一号第一項(同法第十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされた農業振興地域整備計画について適用する。

内閣総理大臣 安倍 晋三  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 農林水産大臣 山本 有二  
 経済産業大臣 世耕 弘成  
 国土交通大臣 石井 啓一

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。  
 御名 御璽  
 平成二十九年七月十四日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

**政令第九十四号**  
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
 内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十八号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。  
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

総務大臣 山本 早苗  
 財務大臣 麻生 太郎  
 文部科学大臣 臨時代理 菅 義偉  
 国務大臣 鶴保 孝介  
 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
 農林水産大臣 山本 有二  
 経済産業大臣 世耕 弘成  
 国土交通大臣 石井 啓一  
 環境大臣 山本 公一  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。  
 御名 御璽  
 平成二十九年七月十四日  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

**政令第九十五号**  
 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
 内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十八号)の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二十八号)第二十七条第一項並びに第二十八条第一項、第三項、第五項及び第七項、同項において準用する同法第二十七條第一項、同法第二十九條第一項及び第六十九條の三、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第四項及び第五項並びに財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第八條第二項の規定に基づき、並びに外国為替及び外国貿易法第二十八條第三項及び第六項並びに同条第七項において準用する同法第二十七條第十項の規定を実施するため、この政令を制定する。

(輸出貿易管理令の一部改正)  
**第一条** 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項第一号イ中「第十三条」を「第十四条」に改める。  
 第七条中「第十条」を「第十一条」に改める。

第九条中「第五十三条」を「第五十三条第一項又は第二項」に改める。  
第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第九条の次に次の一条を加える。

(使用人)

第十条 法第五十三条第四項第一号に規定する政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者  
二 法第五十三条第一項又は第二項の規定により禁止された業務を統括する者その他これに準ずる者として経済産業省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

別表第二中「第十一条」を「第十二条」に改める。

(外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令(昭和五十五年政令第二百五十九号))

第二条 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令(昭和五十五年政令第二百五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び第六十八条」を削り、同条中「及び第六十八條」を削り、「若しくは支払等」を「又は支払等」に改め、「又は当該取引、行為若しくは支払等に係る立入検査若しくは質問」を削り、若しくは支払等の「を」又は支払等の「に」改める。

第四条中「第六十八條の二、第六十九條」を「から第六十九條まで」に改める。  
(対内直接投資等に関する政令の一部改正)

第三条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の三」に改める。

第一条中「対内直接投資等」の下に「、特定取得」を加える。

第二条第四項中「この条及び次条において」を削り、同項第二号中「(前号)」を「(同号)」に改める。

第三条第一項第二号中「次号及び第四号において」「非上場会社」を「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい対内直接投資等に係る業種として主務省令で定める業種に属する事業を営んでいるものを除く。次号において「特定非上場会社」に改め、同項第三号中「非上場会社」を「特定非上場会社」に改め、同項第四号中「非上場会社の株式又は持分の取得(当該)」を「上場会社等以外の会社(以下この号並びに次条第一項第二号及び第二項において「非上場会社」という。)の株式又は持分の取得(当該)」に改め、「この号」の下に「及び同条第一項第二号」を加え、同項第六号中「法第二十六条第一項第三号」を「特定上場会社等(法第二十六条第一項第三号)」に改め、「であるもの」の下に「をいう。次条第一項第三号において同じ。」を加え、同条第七項中「この条及び第五条において」を削り、同条第九項中「あて先」を「宛先」に改める。

第四条を次のように改める。

(特定取得の届出及び変更勧告の送達等)

第四条 法第二十六条第三項に規定する特定取得(以下「特定取得」という。)であつて、法第二十八條第一項に規定する相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる行為に該当する特定取得とする。

一 相続又は遺贈による特定取得

二 特定取得(当該特定取得に係る非上場会社の株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合又は当該特定取得をしたものが当該特定取得の後において所有することとなる当該特定取得に係る非上場会社の株式等と当該特定取得をしたものを第二項第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該特定取得を除く。)であつて、上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得に該当するもの

三 特定上場会社等が行う特定取得

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める行為

2 法第二十八條第一項に規定する審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものは、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得に係る業種として主務省令で定める業種に係る特定取得(当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの(子会社を除く。))が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。)とする。

3 法第二十八條第一項の規定による届出は、特定取得を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

4 法第二十八條第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人(第七項及び第九項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。)により当該届出をしなければならない。

5 法第二十八條第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 届出者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、営んでいる事業の内容、資本金及び代表者の氏名)

二 特定取得に係る事業目的  
三 特定取得の金額及び実行の時期  
四 特定取得を行おうとする理由  
五 その他主務省令で定める事項

6 法第二十八條第三項に規定する政令で定めるものは、経済協力開発機構条約(同条約第五条(a)の規定に基づき決定された資本移動の自由化に関する規約に係る部分に限る。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Bサーピスの貿易に関する一般協定とする。

7 法第二十八條第三項又は第六項の規定による特定取得を行つてはならない期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

8 前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」とあるのは、「次条第七項」と読み替えるものとする。

9 法第二十八條第五項の規定又は同条第七項において準用する法第二十七條第十項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

10 前条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは、「次条第九項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは、「次条第九項」と、「第十條第三号」とあるのは、「第十條第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは、「次条第九項」と読み替えるものとする。

11 法第二十八條第七項において準用する法第二十七條第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

第二章中第四条の次に次の二条を加える。  
(法第二十七条の技術的読替え)  
第四条の二 法第二十八条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条第七項	第五項	次条第五項
第二十七条第八項	対内直接投資等	特定取得
第二十七条第九項	第三項又は第六項	次条第三項又は第六項
第二十七条第十項	対内直接投資等 第五項	特定取得 次条第五項
第二十七条第十一項	第三項又は第六項	同条第三項又は第六項
第二十七条第十二項	第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等 対内直接投資等に係る	第七項から前項まで並びに次条第五項及び第六項に定めるもののほか、特定取得に係る

(措置命令の送達)

第四条の三 法第二十九条第一項から第四項までの規定による命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該命令の内容を記載した文書を送達して行ふ。

2 第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と、「第十條第三号」とあるのは「第十條第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第一項」と読み替えるものとする。

3 外国においてすべき送達は、財務大臣及び事業所管大臣がその国の管轄官庁又はその国に駐在する日本の大使、公使又は領事に囑託して行ふ。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。  
一 送達を受けるべきものの住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合  
二 外国においてすべき送達について、前項の規定による送達を受けることができないと認めるとき

5 公示送達は、第一項に規定する文書を送達を受けるべきものにいつでも交付すべき旨を財務省の揭示場に揭示することにより行ふ。  
6 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

7 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。  
第六條の五第一項中「子会社又は」を「子会社若しくは」に改める。  
第七條第一号中「子会社又は」を「子会社若しくは」に改める。  
第四條第二項に規定する主務省令で定めるものが同項に規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合に、「当該事業」を「これらの事業」に改める。

第十條第一号中「及び」を「法第二十八條第一項及び」に改め、同條第二号中「並びに」を「法第二十八條第二項及び」に改め、同條第三号中「並びに」を「法第二十八條第三項及び」に改め、同條第四号中「及び」を「法第二十八條第五項及び」に改め、同條第五号中「法」を「法第二十八條第七項及び法」に改め、同條第六号中「法」を「法第二十八條第七項及び法」に改め、同條第七号中「法」を「法第二十九條第一項から第四項までの」に改め、同條第八号中「法」を「法第二十八條第七項及び法」に改め、同條第九号中「並びに」を「法第二十八條第七項及び法」に改める。  
(財務省組織令の一部改正)

第四条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第八條 第八号及び第五十八條第六号中「及び外国投資家」を「並びに外国投資家」に改め、「対内直接投資等」の下に「及び同條第三項に規定する特定取得」を加える。

第五條 (経済産業省組織令及び関税・外国為替等審議会令の一部改正)  
次に掲げる政令の規定中「対内直接投資等」の下に「特定取得」を加える。

一 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)第六條第二項及び第五十三條第三号二 関税・外国為替等審議会令(平成十二年政令第二百七十六号)第六條第三項第一号及び第八條第三項

(国土交通省組織令の一部改正)  
第六條 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第三号中「対内直接投資等」の下に「同條第三項に規定する特定取得」を加える。  
第三百三十一條第八号中「関し」を「関する」に改め、「対内直接投資等」の下に「同條第三項に規定する特定取得」を加える。

附則 この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月一日)から施行する。

総務大臣 山本 早苗  
財務大臣 麻生 太郎  
文部科学大臣 臨時代理 鶴保 庸介  
国務大臣 塩崎 恭久  
厚生労働大臣 山本 有二  
農林水産大臣 堀内 大祐  
経済産業大臣 世耕 弘成  
国土交通大臣 石井 啓一  
環境大臣 山本 公一  
内閣総理大臣 安倍 晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第九十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の規定の整理及び経過措置に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の一部の施行に伴い、及び同法附則第三十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三條から第五條までを削る。

第二条中「法第十二條第二項」を「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第二項」に改め、「この条において」を削り、同條の見出し及び條名を削る。